

国 地 契 第 8 1 号
平成 2 0 年 3 月 3 1 日

各地方整備局総務部契約管理官 あて

国土交通省大臣官房
地方課公共工事契約指導室長

「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いに関する試行について」の一部改正について

「工事費内訳書に係る取扱いについて」（平成 2 0 年 3 月 3 1 日付け国地契第 8 0 号、国官技第 3 4 2 号、国営計第 1 1 3 号）により「入札金額の内訳の提出について」（平成 1 3 年 1 2 月 4 日付け国地契第 4 3 号、国官技第 2 6 5 号、国営計第 1 6 1 号）及び「工事希望型競争入札方式の手続について」（平成 1 7 年 1 0 月 7 日付け国地契第 8 2 号、国官技第 1 3 8 号、国営計第 8 6 号）の一部が改正されたことに伴い、「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いに関する試行について」（平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日付け国地契第 6 3 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いに関する試行について」（平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日付け国地契第 6 3 号）の一部を次のように改める。

I 1（2）②の見出し中「公募型及び工事希望型指名競争入札」を「工事希望型競争入札」に改める。

I 2 中「、公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札」及「公募型及び工事希望型以外の指名競争入札であって」を削る。

I 3（2）の見出し中「公募型及び工事希望型指名競争入札」を「工事希望型競争入札」に改める。

II 1 の見出し中「一般競争入札等」を「一般競争入札」に改め、II 1 中「「公募型指名競争入札方式の手続について」（平成 6 年 6 月 2 1 日付け建設省厚発第 2 6 4 号、技

調発第132号)」を「「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）」に改める。

Ⅱ2の見出し中「工事希望型指名競争入札等」を「工事希望型競争入札」に改める。
Ⅱ4を削除する。

附則

この通知は、平成20年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

○工事費内訳書等の提出期限及び取扱いに関する試行について（抄）
（平成15年12月26日付け国地契第63号）

改 正 案	現 行
<p>I 紙による入札の場合の入札書及び工事費内訳書の提出期限の前倒しについて</p> <p>1 方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 紙による入札の場合の再度入札の取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>工事希望型競争入札</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 対象</p> <p>一般競争入札で行うものとする。</p> <p>ただし、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）の長（以下「部局長」という。）が必要と認めた場合には、「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）に基づき工事費内訳書の提出を求めるものを対象とすることができる。</p> <p>3 入札公告等への記載</p> <p>入札公告等に以下の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>工事希望型競争入札</u> (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>II 工事費内訳書の取扱いについて</p> <p>1 <u>一般競争入札</u>における取扱い</p> <p>「一般競争入札方式の実施について」、<u>「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）</u>、「公正入札調</p>	<p>I 紙による入札の場合の入札書及び工事費内訳書の提出期限の前倒しについて</p> <p>1 方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 紙による入札の場合の再度入札の取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>公募型及び工事希望型指名競争入札</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 対象</p> <p>一般競争入札、<u>公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札</u>で行うものとする。</p> <p>ただし、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）の長（以下「部局長」という。）が必要と認めた場合には、<u>公募型及び工事希望型以外の指名競争入札であって</u>「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）に基づき工事費内訳書の提出を求めるものを対象とすることができる。</p> <p>3 入札公告等への記載</p> <p>入札公告等に以下の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公募型及び工事希望型指名競争入札</u> (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>II 工事費内訳書の取扱いについて</p> <p>1 <u>一般競争入札等</u>における取扱い</p> <p>「一般競争入札方式の実施について」、<u>「公募型指名競争入札方式の手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第264号、技調</u></p>

査委員会の設置等について」(平成15年3月10日付け国地契第92号)に基づき提出させる工事費内訳書が未提出又は不備があるものとして別表各項に掲げる場合に該当する場合について、競争契約入札心得第6条第9号に該当する無効の入札として取り扱うものとする。

ただし、別表第4項第1号若しくは第2号に該当するものであって軽微な誤記であるときには、競争契約入札心得第6条第9号の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

2 工事希望型競争入札における取扱い
(略)

3 (略)

(削除)

発第132号)、「公正入札調査委員会の設置等について」(平成15年3月10日付け国地契第92号)に基づき提出させる工事費内訳書が未提出又は不備があるものとして別表各項に掲げる場合に該当する場合について、競争契約入札心得第6条第9号に該当する無効の入札として取り扱うものとする。

ただし、別表第4項第1号若しくは第2号に該当するものであって軽微な誤記であるときには、競争契約入札心得第6条第9号の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

2 工事希望型指名競争入札等における取扱い
(略)

3 (略)

4 入札参加者への周知

本試行の適用の対象とならない平成16年2月1日前に入札公告又は指名通知が行われた工事についても、別表各項に該当する工事費内訳書を提出した入札参加者に対して、本試行適用後には、原則として無効となる旨伝えるものとする。